２０２５年度　町田市立南つくし野小学校
いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

Ⅰ　学校いじめ防止基本方針

基本方針１　いじめを「防ぐ」

（１）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

① 「人権教育プログラム（学校教育編)」の活用
② DVD「STOP　いじめ」の活用
③ こころのノートの活用
④ 「自分と友だちを守る！ネット・ケータイとの賢いつきあい方」講演

（２）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校･家庭･地域ぐるみの心の教育を推進する。

特別の教科道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

① 道徳授業地区公開講座の充実
② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育)」の推進

（３）いじめ防止のための学校体制づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、以下の取組をする。

① 年間計画を作成し、全教職員、保護者に周知する。
② 年度末及び年度当初に全教職員による校内研修を実施する。
③ ふれあい月間「学校シート」や学校関係者評価等を活用する。
④ 年間３回以上の校内研修を実施する。
⑤ いじめ対応チームを設置し、いじめ対策委員会を月 1 回実施する。このほか必要に応じて学校いじめ対策会議を開く。
⑥ 全ての学級で、「いじめ防止に関する授業」を年間３回以上実施する。
⑦ 児童の様子を週１回の生活指導夕会で共有する。

基本方針２　いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

（１）実態把握

①「心のアンケート」の実施・結果の活用

②「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「４　いじめに『気付く』チェックリスト
子供のサイン・変化を見付けましょう」の活用

（２）教育相談

①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり

②相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「７　主な相談窓口･専門機関等」参照）

③スクールカウンセラーとの連携・５年生との個別面談等

基本方針３　いじめから「守る」

（１）早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

（２）関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「６　関係諸機関との連携」参照）

①いじめ対応サポートチーム
②スクールソーシャルワーカー　（教育委員会）

③まちだＪＵＫＵ（教育センター）※中学校

④保護司、民生・児童委員

⑤町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

⑥学校サポートチーム

Ⅱ　いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取　組
１　いじめの発見・認知 ２　報告（５Ｗ１Ｈを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、校長・副校長に報告
３　事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※　訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
４　情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
５　子供への指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になり、表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
６　関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告し、関係機関と連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実･対応経過の記録、情報等を整理する。

町田市立南つくし野小学校

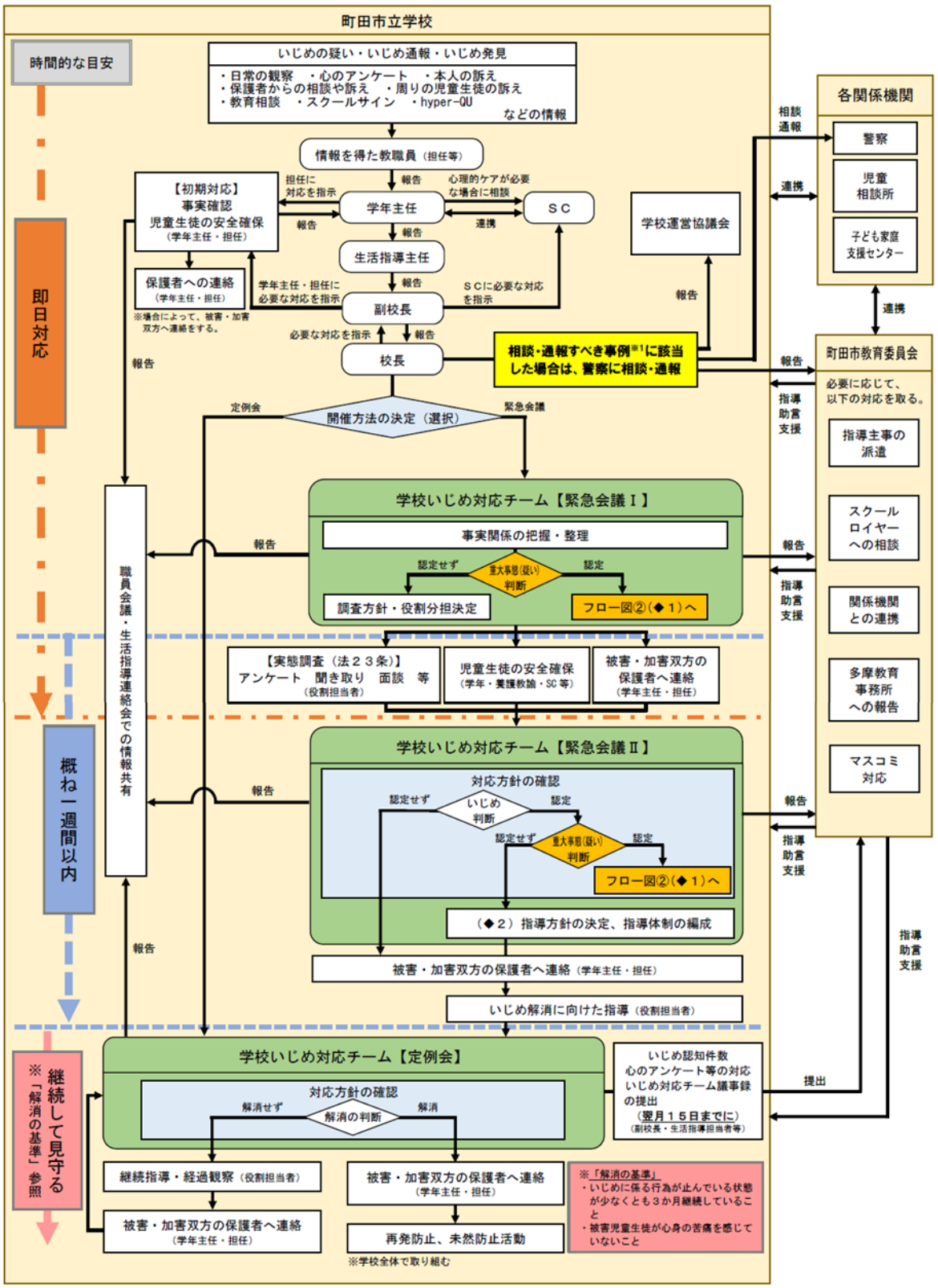

※１　相談・通報すべき事例（令和５年２月７日付、４文科初第 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

暴行　ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。

傷害　感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。

強制わいせつ　断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

恐喝　断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。

窃盗　靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

器物損壊等　自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。

強要　度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

脅迫　本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

自殺関与　同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）

名誉棄損、侮辱　特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。

児童ポルノ提供等　同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をＳＮＳ上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）　元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

フロー図②　いじめ重大事態発生時の対応の流れ　　町田市教育委員会指導課　２０２５年３月版

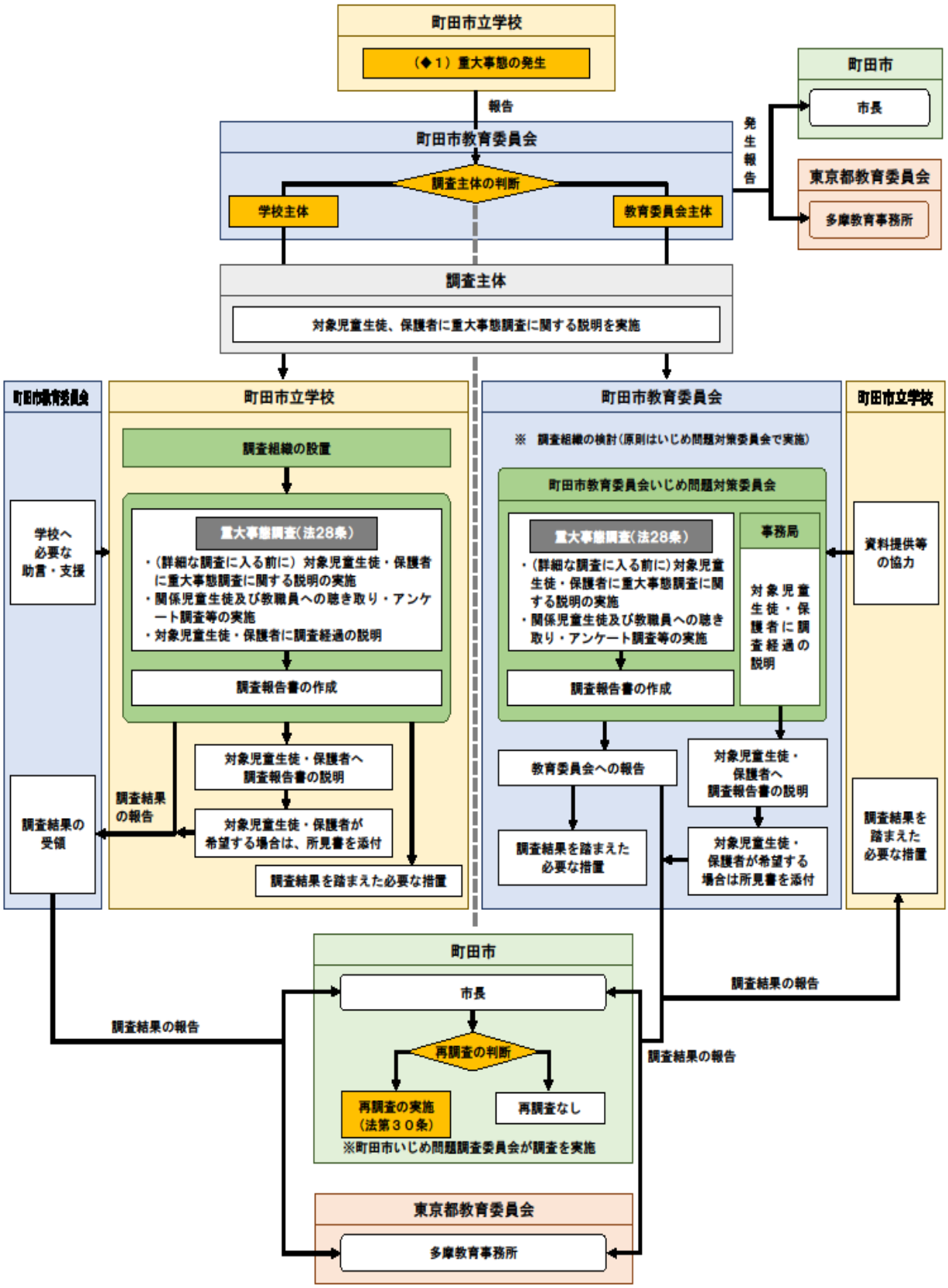

【重大事態とは】（法２８条）
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版　P.14）
○　被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取　組
１　いじめの発見・認知 **２　報告（５Ｗ１Ｈを正確に）** 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
３　事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
４　情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
５　子供への指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
６　関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

Ⅲ　いじめ対応の組織

いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

・いじめ対応チームは、毎月の定例会と問題発生時に、臨時会を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

定例会のメンバー

校　長	○	副校長	○	生活指導主任	○
教育相談担当	○	養護教諭	○	スクールカウンセラー	○
学年主任（原則）	○				

※　問題発生時の臨時会のときには、当該学級担任と関係教員も参加をする。

※　必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（教育委員会）、スクールソーシャルワーカー（教育委員会）と連携する。

Ⅳ 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策推進法の理解 いじめ重大事態案件含む
6月	ふれあい月間に合わせて校内の実態把握と対応について いじめ重大事態案件含む
11月	ふれあい月間に合わせて校内の実態把握と対応について いじめ重大事態案件含む

Ⅴ いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
１年	７月	道徳	親切・思いやり　「はしのうえのおおかみ」
	１０月	道徳	友情・信頼　「こころはっぱ」
	２月	道徳	友情・信頼　「二わのことり」
２年	５月	道徳	善悪の判断　「おれたものさし」
	１０月	道徳	友情・信頼　「森のともだち」
	１月	道徳	友情・信頼　「ともだちやもんな、ぼくら」
３年	６月	道徳	友情・信頼　「いいち、にいっ、いいち、にいっ」
	１０月	道徳	相互理解・寛容「かしたつもり×もらったつもり」
	１月	道徳	友情・信頼　「なかよしだから」
４年	６月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任　「ドッジボール」
	１１月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任 「いっしょになって、わらっちゃだめだ」
	１月	道徳	公正、公平、社会主義　「となりのせき」
５年	６月	道徳	公正、公平、社会正義　「どうすればいいんだ」
	１１ 月	道徳	友情、信頼　「心のレシーブ」
	１月	道徳	相互理解、寛容　「ブランコ乗りとピエロ」
６年	６月	道徳	友情・信頼　「ばかじゃん！」
	１１月	道徳	公平・公正、社会正義　「あなたはどう考える?」
	１月	道徳	友情・信頼　「言葉のおくりもの」